

平成29年度『住んでよし しずおか木の家推進事業』のご案内

品質の明らかなしずおか優良木材等を使った木造住宅を取得する方および住宅をリフォームする方に助成します。

1 募集内容

- (1) 募集期間：平成29年4月1日（土）～平成30年2月22日（木）
- (2) 助成額（1棟当り）

しずおか優良木材等使用量	新築・増改築				リフォーム※仕上材の面積	
	2～10 m ³ 未満	10～15 m ³ 未満	15～20 m ³ 未満	20 m ³ 以上	10～20 m ² 未満	20 m ² 以上
助成額	6万円	13万円	21万円	30万円	5万円	10万円

- (3) 募集棟数：1,340棟程度（予算の範囲内において先着順）

2 応募条件：次の条件をすべて満たす場合に、応募できます。

【共通の条件】

- (1) 自らが居住するために、静岡県内において木造住宅を取得（新築・増改築）もしくは住宅をリフォームすること。
- (2) しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が平成30年3月8日以前であること。
- (3) 施工者は、県内に事業所又は営業所を有する建築業者等であること。
- (4) 新築・増改築する住宅もしくはリフォームの設計者又は施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。
- (5) アンケートや住宅見学会開催に協力できること。

【新築・増改築】

- (6) 使用する木材のうち、50%以上※がしずおか優良木材等※であること。

※【算定方法】しずおか優良木材等の使用量（単位：m³）を、延床面積（単位：m²）に0.2m³/m²を乗じて得られる数値で除して得られる数値が0.5（50%）以上であること。

例) 延床面積 100 m²の場合 ○木材総使用量 100 m²×0.2m³/m²=20m³

○しずおか優良木材等使用量=20m³×50%=10m³以上

※しずおか優良木材等とは・・・

- ・しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品又は同会が個別に認証した製品
- ・静岡県産材証明制度により産地を証明された別に定める JAS・JIS 製品

【リフォーム】

- (7) 仕上材にしずおか優良木材等を10 m²以上使用すること。

※県産材使用率が100%に満たないしずおか優良木材等を使用する場合は、木材使用面積を補正する。

【算定方法】しずおか優良木材等の使用面積（単位：m²）に、使用率を乗じて得られる数値。

（複層フローリングの場合 台板に用いる合板との県産材率とする。）

例) 台板に県産材率60%の合板を使用した複層フローリングを22m²施工した場合

○木材総使用量 22m²×60/100=13.2m²

3 応募方法

静岡県森林組合連合会あて、下表の書類を郵送又は直接持参してください。

申請期限

【新築・増改築】注文住宅：上棟予定日の2週間前まで

建売住宅：購入後1ヶ月以内

【リフォーム】 工事着工2週間前まで

※平成29年4月1日から4月30日までの上棟については、平成29年4月16日までに申請してください。

提出書類	注文住宅	建売住宅	リフォーム
(1) 補助金交付申請書（注文：様式第4号、建売：様式第5号、 リフォーム：様式第6号）	○	○	○
(2) しずおか優良木材製品認証申請書（様式第8号）	○※	○※	○※
(3) しずおか優良木材製品品質管理票（様式第9号）	○※	○※	○※
(4) 木びろい表（新築・増改築：様式第16号、リフォーム：様 式第17号）	○		○
(5) 現地案内図、各階平面図（写）	○		○
(6) 建築確認済証（写）又は建築工事届出書（写）	○		
(7) しずおか木の家証明書（写）（様式第3号）		○	
(8) 売買契約書（写）と写真（全景）		○	
(9) 工事請負契約書（写）			○

※ 個別に製品を認証する場合に必要な書類です。

4 他事業との併用

住んでよし しずおか木の家推進事業では、他事業との併用を特に制限していません。

当事業との併用が可能かどうか、併用予定の事業内容をご確認の上、ご不明な点は、下記までお問合せください。

5 申込・問合せ先

【申込・問合せ】○ 静岡県森林組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）

〒421-1121 藤枝市岡部町岡部 2047-2

TEL 054-667-1245、【E-mail】 s-wood@s-kenmori.net

【問合せ】○ 静岡県林業振興課：TEL 054-221-2691、【E-mail】 rinshin@pref.shizuoka.lg.jp